

入札監理小委員会における審議の結果報告 外国人就労・定着支援研修事業契約変更(案)

厚生労働省の「外国人就労・定着支援研修事業」について契約変更の必要が生じたことを受け、入札監理小委員会において審議を行ったので、その主な結果を以下のとおり報告する。

1. 経緯

(1) 事業の概要

事業単位＝外国人が集住している関東圏、東海圏、関西圏、北陸圏、信越圏の 15 都府県 80 箇所

事業期間＝平成 27 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日

業務内容＝外国人就労・定着支援研修事業（定住外国人に対し、日本語教育も含めた職場でのコミュニケーション能力の強化、日本の労働法令、雇用慣行等の基本的知識等の付与を目的とした研修）

(2) 状況

- 本事業は、昨今の労働力人口の減少、それに伴う人手不足産業や成長産業での人材確保に対応するため、外国人材の活用も含めた支援を行う必要から実施されるものである。
- 今日、我が国における定住外国人数は増加傾向にある一方（なお、平成 25 年 6 月から平成 27 年 6 月の間に約 4 万人の増）、そのうち労働者が占める割合は依然として 4 割に満たない低い水準に留まっている。
また、地方自治体からも、定住外国人は日本での就労制限が無く、日本語能力を高めることで労働力として活躍できる可能性が大きいこと、また、就労に移行することにより、安易な生活保護への移行を防ぐ等の観点から、本事業の拡充が要望されているところ。
- 他方、本事業の入札実施要項においては、「実施地域については毎年度見直しを行うとともに、状況に応じて委託者から契約額の範囲内で年度途中に実施地域の変更を依頼することがあり得る。」としているため、現状以上の拡充は困難である。
- 以上の状況から、当初予定していた以上の対象者数、コース数、実施地域の増加を行うため、契約変更を行うものである。

2. 契約変更(案)の内容

入札監理小委員会は、厚生労働省から報告を受け、今回の契約変更について下記の点を確認し、当該変更がやむを得ない事由であり、入札手続の透明性及び公平性が損なわれるものではないことから、契約変更につき問題はないと判断した。

(1) 変更概要

事業対象者数、コース数、実施地域の増加を行い、契約金額の変更を行う。

(2) 主な変更箇所

(変更前)

- 対象者数：4,000名
- コース数：240コース
- 実施地域：15都府県80箇所
- 契約金額：998,073,986円

(変更後)

- 対象者数：4,200名
- コース数：250コース
- 実施地域：16都府県88箇所
- 契約金額：1,032,916,993円(差額34,843,007円)

3. 審議における論点

(1) 論点：今般の契約変更は、以下の観点から問題の無いものと判断してよいか。

- ① 対象公共サービスの改善のため、又はやむを得ない事由によるものか。
- ② 入札手続の透明性及び公平性が損なわれるものでないか。

(2) 検討

- (①について) 1 (2) に記載のとおり、本事業は、定住外国人に日本語コミュニケーション能力の向上、我が国の労働法令、雇用慣行、労働・社会保険制度等に関する知識の習得に係る講義・実習を内容とした研修を実施することを通じて、円滑な求職活動の促進を図り、ひいては我が国の人手不足産業や成長産業での人材確保を目的としている。そして、現在の契約においては、事業の実施地域について、その時々の労働需要に応じて臨機応変に変更することが想定されている。

他方、現状において、定住外国人数は増加傾向にある一方、労働者が占める割合は依然として4割に満たない低い水準に留まっており、これらの者を適切に支援しなければ、事業の目的を達成しえないばかりか、就労できない外国人が生活保護に移行するなど、地域経済への影響が懸念される。

そのため、研修の対象人数やコース、実地地域数を増やす必要が生じたことから契約変更するものであり、やむを得ない事由によるものといえる。

- (②について) 本契約変更は需要に応じて人員・コースを増やしたに過ぎず、入札手続の透明性及び公平性が損なわれるものではない。

【参考条文】競争の導入による公共サービスの改革に関する法律

(契約の変更)

第二十一条 国の行政機関等の長等及び公共サービス実施民間事業者は、対象公共サービスを改善するため、又はやむを得ない事由がある場合には、協議により、前条第一項の契約を変更することができる。

2 国の行政機関等の長等は、前項の規定により契約を変更しようとするときは、官民競争入札等監理委員会の議を経なければならない。

3 国の行政機関等の長等は、前二項の規定により契約を変更したときは、遅滞なく、当該契約の変更の内容に関する事項のうち政令で定めるものを公表しなければならない。